

1. 件名：新検査制度施行に向けた保安規定変更認可申請等に係るヒアリング（2）
2. 日時：令和2年3月6日（金）13時15分～17時10分
3. 場所：原子力規制庁9階D会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

 実用炉審査部門

 義崎管理官補佐、宮本主任安全審査官、角谷安全審査官、照井安全審査官、桐原調整係長
 専門検査部門

 小坂企画調査官、尾崎検査技術専門職

事業者：

北海道電力株式会社 原子力事業統括部 原子力安全・品質保証グループ 副主管

東北電力株式会社 原子力品質保証室 兼 原子力部（品質保証担当） 課長

東京電力ホールディングス株式会社

 原子力安全・統括部 品質・安全評価グループ マネージャー他1名

中部電力株式会社 原子力本部 原子力部 品質保証グループ長他3名

北陸電力株式会社 原子力本部 原子力部 原子力安全評価チーム 担当

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子力発電部門 品質保証グループ マネージャー他6名

中国電力株式会社 電源事業本部 原子力品質保証グループ 副長

四国電力株式会社 原子力本部 原子力部 運営グループ 担当

九州電力株式会社 原子力発電本部 品質保証グループ 副長他1名

日本原子力発電株式会社 安全室 品質保証グループ 副長

電源開発株式会社 原子力技術部 安全総括室 課長他1名

日本原燃株式会社 安全・品質本部 品質保証部 品質計画グループリーダー

5. 要旨

- (1) 事業者から、令和2年4月1日の新検査制度の運用開始に向け、改正された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の5第11号（以下「設置許可本文11号」という。）、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第3条第2項第11号（以下「設置許可添付11」という。）及び令和2年2月27日に提出された保安規定変更認可申請書に係る記載方針について、令和2年3月5日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について指摘を行った。
 - 日本原子力発電株式会社の設置許可本文11号については、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（以下「品管規則」という。）の要求を踏まえ、「保安に関する組織」を正確に定義した上で、以降の本文を適正化すること。
 - 東京電力ホールディングス株式会社の保安規定第3条で使用する「検査」については、施設管理側で定めている「検査」と齟齬がないように記載を適正化すること。
 - 東京電力ホールディングス株式会社の保安規定第3条4. 4. 1（6）については、品管規

則の解釈を踏まえて、組織が目指すべき方向性等を追記すること。

- 設置許可添付 1 1 については、設計、調達等に係る項目にそれらのプロセス等を追加して、記載を充実させること。

(3) 事業者から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：なし